

街路樹移植申請に伴う街路樹移植の取扱要領

1 目的

街路樹の移植について、伐採できる基準を取り入れることにより、移植後の立枯れによる緑の損失や無理な剪定による景観の悪化を防止し、良好な街路樹景観の保持増進を図り、併せて申請者の過度の負担を軽減することを目的とする。

2 移植の基準等

(1) 低木について

「市の指定する場所に、すべて移植する」ものとする。

(2) 良好に生育している高木について

- ① 目通り90cm以下のものは、「市の指定する場所に、すべて移植する」ものとする。
- ② 目通り90cmを超えるものは、「市の指定する場所に移植する」又は、「当該樹木を伐採し、樹高3m以上（別表参照）の市が指定する樹木を市指定場所に2本植栽する」を選択できるものとする。

(3) 生育不良な高木について

- ① 目通り90cm以下のものは、「当該樹木を伐採し、樹高3m以上（別表参照）の市が指定する樹木を市指定場所に植栽する」ものとする。
- ② 目通り90cmを超えるものは、「当該樹木を伐採し、樹高3m以上（別表参照）の市が指定する樹木を市指定場所に2本植栽する」ものとする。

3 適用年月日

平成22年7月1日

平成28年2月3日（改定）